News Letter

第7号



株式会社技術トランスファーサービス 秋山国際特許商標事務所

[2020年7月6日発行]

当事業体の行動規範「我が信条」について(2)

前回に引き続き、当事業体の我が信条(行動規範)の第3 の責任、第4の責任についてご紹介します。前回もご案内し たように、当事業体には我が信条(行動規範)として4つの 約束があります。当事業体に勤務する者はこの4つの約束を 共有することが求められます(採用条件となっています)。4



つの約束の内容は、第1の責任は顧客、第2の責任は全社員、第3の責任は社会、第4の責任は株主というものです。

前回説明した第1の責任は顧客、第2の責任は全社員に対するもので、第2の責任を全うすることが第1の責任であ る顧客に対応する必須の内容であることを説明しました。今回は、当事業体の第3の責任、第4の責任について説明し ます。

上記した第1及び第2の責任に続いて、第3の責任である社会に対するもの、とはどのようなことを想定しているの でしょうか。我々の第3の責任は社会に対するものである、という内容は、「我々は、仕事を通じて社会貢献しなければ ならない、我々は、良き市民として、有益な社会事業、知財の発展に貢献し、適切な租税を負担しなければならない、我々 は、社会の発展、知財の普及、教育の改善に寄与する活動に参画しなければならない」というものです。

ここでは、仕事を通じて社会貢献をすることが前提となっており、良き市民として、有益な社会事業、知財の発展に 貢献すること、適切な租税を負担すること、社会の発展、知財の普及、教育の改善に寄与する活動に参画することを謳っ ております。

この第3の責任に対応するものは、特許行政の縁の下の力持ち的な特許庁登録調査機関、民間企業の開発及び権利獲 得のための特許調査(特許庁特定登録調査機関を含む)・販売等のための侵害予防調査等の企業活動支援、知財権の獲得 及び活用をする特許事務所の仕事そのものが該当することは言うまでもありません。

また当事業体のホームページの「将来計画と活動」にも掲載しましたが、ベンチャー企業支援と、社会貢献型事業と してアグリ部創設の計画も含まれます。現在、ベンチャー企業支援としては、環境省主催「第7回グッドライフアワー ド環境社会イノベーション賞」受賞企業であるナオライに対する浄酎(ジョウチュウ)支援があります。浄酎はライス ウイスキーとも称され、有機米で醸造した日本酒から、秋山国際特許商標事務所が特許権獲得の手続した技術である低 温蒸留を使い、アルコール分を抽出したもので、日本酒の風味がありアルコール分40~45度、他のカロリーがゼロ の新しいライスウイスキー(アルコール飲料)です。

全国で酒蔵が消滅していく中で、単価が安く、賞味期限が限られた日本酒生産から、高付加価値で単価が高く、賞味 期限が長い新たなアルコール飲料を生み出し、有機米を生産する農家、高付加価値のお酒で酒蔵と共創し、潰れていく 酒蔵を減らすことを目的としています。

このためのブランド構築、販路確保をはじめ、知財(日本国内の特許・商標獲得、進出する海外の商標獲得など)を 核としたマーケット構築戦略等、当事業体のリソースを活用できる支援を行っております。 (次頁に続く)

また社会貢献型事業として、アグリ部創設(農業を介在させた社会貢献)に向け、活動を開始しました。アグリ部創設は、AIをはじめとする当事業体の社会・知財業界変化対策(どの場所でも働ける環境:テレワーク推進)、会社のスタッフを対象としたボッチ(一人ぼっち)対策・老後対策、農業を通して豊かな生活を目指せる環境作り、地方活性化(地域に役立つ)、身障者雇用制度の対策などの理由があります。現在、フィージビリティスタディをしているところであり、新型コロナの影響を見極めて、アグリ部の開始時期としては2021年度末を予定しています。

また、我々の第4の責任は会社の株主に対するものである、という内容は、我々の事業は健全な利益を生まなければならない、我々は新しい考えを試みなければならない、我々は逆境の時に備えて蓄積を行なわなければならない、というものです。

この第4の責任は、いままで説明した第1~第3の責任を全うすれば、必然的に達成されるものと考えています。

以上の我が信条(行動規範)に基づいて、当事業体ではDX(デジタルトランスフォーメーション)推進活動を実行中であり、更に、その成果を有効利用するべく、研鑽努力を重ねて参りますので、皆様にはより一層のご支援をお願い致します。

弁理士 秋山 敦

台湾における知財訴訟について

はじめに

日本と台湾の経済・貿易関係は昔から密接な関係がある。最近では、コロナ対策や半導体の受託生産などで、台湾の技術にも注目が集まっている。今回、台湾の知財(特許、実用新案、意匠)訴訟の実情について簡単に調べて みたので、その内容を報告する。

台湾智慧財産局の年報によると、年間の平均特許出願件数は約46,000件、このうち出願人国籍が台湾外(以下本稿では「外国」)の件数は約28,100件で、平均で61%を占める。外国人による特許出願件数が最も多い国は日本であり、日本人による年間の特許出願件数は約13,000件となっている(全体の28%)。

台湾智慧財産法院(知的財産裁判所)の統計データ(図1)によると、2008年7月から2017年12月までの間に、民事一審専利(特許、実用新案、意匠)に関する訴訟の受理件数は1,318件あり、そのうち、2010年の件数(232件)が最も多い。2014年以降の年間受理件数は大体100件くらいを維持している。表1によると民事一審専利に関する訴訟が終了した件数(1,239件)のうち、不明の件数(19件)を除いて、実用新案に関する件数(609件)が最も多い。次いで特許の件数が480件、意匠の件数が131件となっている。特許の勝訴(一部勝訴を含む)件数が48件(勝訴率10%)、実用新案の勝訴(一部勝訴を含む)件数が91件(勝訴率14.9%)、意匠の勝訴(一部勝訴を含む)件数が31件(勝訴率23.6%)である。勝訴の件数のうち、損害賠償がある件数は131件であることが分かった。

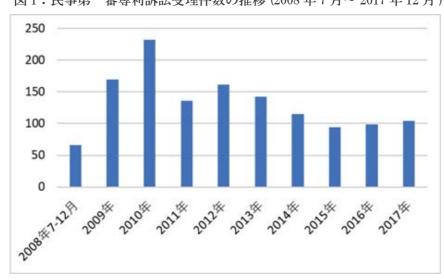


図1:民事第一審専利訴訟受理件数の推移(2008年7月~2017年12月)

表 1: 民事第一審専利訴訟終了件数と勝訴率の関係 (2008 年 7 月~ 2017 年 12 月)

項目	件数	勝訴(一部勝 訴を含む)	損害賠償 あり	敗訴	勝訴率%
特許	480	48	33	265	10
実用新案	609	91	72	325	14.9
意匠	131	31	26	50	23.6
合計	1220	170	131	640	13.9

損害賠償がある 131 件のうち、特許 33 件の中に損害賠償金が 100 万台湾元以上 500 万台湾元未満の件数が 15 件あり、最も多い。実用新案と意匠の場合、損害賠償金が 50 万台湾元未満の件数が最も多い (表 2)。

※1 万台湾元=約 3.6 万円(2020年6月23日時点、以下同じ)

表 2: 専利の種類別と損害賠償金の関係 (2008 年 7 月~ 2017 年 12 月)

項目	50万元未満	50万元以上 100万元未満		500万元以上 1000万元未満	1000万元以上 1億元未満	1億元以上
特許	7	2	15	4	2	3
実用新案	42	7	20	1	2	
意匠	10	8	7		1	

原告について分析すると、131 件のうち原告が外国人である件数は 24 件(全体の 18%、内訳は、特許 14 件、実用新案 5 件、意匠 5 件)となっており、そのうち日本とアメリカの企業がそれぞれ 8 件と上位を占めている。損害賠償金は 100 万台湾元以上 500 万台湾元未満の件数が 10 件と、最も多い(図 2)。平均損害賠償金を比較すると、原告国籍が外国と台湾とでは、特許と実用新案で外国の方が大きく、意匠では台湾の方が多い(表 3)。

外国企業の特許における賠償金には、Philips社の光ディスク関係で20億台湾元1件、3億台湾元1件が含まれており、 平均値を引き上げているものと思われる。

図2:原告が外国企業による訴訟の損害賠償金と件数の関係 (1万台湾元=約3.6万円)2008年7月~2017年12月

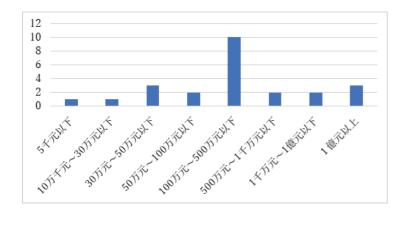


表 3:原告が台湾企業と外国企業の平均損害賠償金の対比表 (1万台湾元 = 約 3.6 万円) 2008 年 7 月~ 2017 年 12 月

項目	原告国籍	件数	平均損害賠償金
特許	外国	14	約1億7千万台湾元
			(約6億1千万円)
	台湾	19	約 225 万台湾元
			(約 810 万円)
実用新案	外国	5	約 247 万台湾元
			(約 889 万円)
	台湾	67	約 127 万台湾元
			(約 457 万円)
意匠	外国	5	約 128 万台湾元
			(約 460 万円)
	台湾	21	約 158 万台湾元
			(約 568 万円)

終わりに

台湾における知財訴訟の件数は、それほど多いわけではないが、無視できる件数や金額ではない。特に、一定の件数で台湾企業が原告のものが含まれており、必要に応じて、台湾を調査対象に含める必要があるかもしれない。

特許調査に関するお問い合わせは、株式会社技術トランスファーサービス 03-5574-7051 まで、出願等に関するお問い合わせは、秋山国際特許商標事務所 03-5574-7055 までお願い致します。

顧問弁護士のご紹介

2020年4月付で、秋山国際特許商標事務所の顧問に富田 寛之弁護士が 就任されましたのでご紹介いたします。

◆顧問弁護士:富田 寛之(とみた ひろゆき)

◆主な業務内容:企業法務全般

◆学歴:一橋大学 法学部卒業

California Western School of Law 同校卒業 (LL.M.)

◆経歴: 1993 年 司法試験合格

1994年司法研修所入所(48期)

1996年 弁護士登録

一橋綜合法律事務所勤務

2005年 千鳥ヶ淵法律事務所設立

日本ケーブルテレビ連盟著作権部会顧問

◆所属団体等:東京弁護士会所属



登録調査機関部門 検索者のこぼれ話①(区分31:電子商取引分野)

新型コロナウイルス感染症が流行する以前の話になりますが、数年前に趣味で登山を始めました。行き先は、奥多摩、丹沢、尾瀬、八ヶ岳、日本アルプスなどです。昨シーズンは、日本三霊山の一つでもある立山に登頂し、頂上の雄山神社を参拝してきました。登山の魅力は、何といっても、「非日常の世界」です。日常生活の中にいる私たちの身の回りにあったものが、山ではまったく別のものになります。空気と水。植物と動物。空と大地。月と星。そして、山小屋で飲むビールは、最高です!

私は登山の初心者なので、安全なルートを選んで登頂し、自然を楽しみながら下山し、温泉に入って疲れを癒し、そして帰路につきます。そんな私が、登山をする際に重宝しているアイテムがあります。それは、私のスマートフォン、iPhoneです。

「山の天気は変わりやすい」と言いますが、山の知識や経験が豊富な上級者は、観天望気で天気の変化を予見します。一方、登山初心者の私は、iPhoneの天気予報アプリを使って天気の変化を予測してもらいます。

また、登山ルートにはいわゆる「赤リボン」や「赤ペンキ」が付着されており、登山者にとって重要な道標となりますが、山ナビアプリを使うと、登山ルートをナビゲートしてくれるだけでなく、万が一登山ルートから外れてしまった場合に、音や振動の警告が出力されるため、登山ルートから外れて遭難してしまうリスクを低減することができます。

登山の途中では、山々の雄大な眺望を楽しむことができます。このときに、山 AR アプリを使って山々を眺めると、現実の山々の眺望と共に拡張現実(AR:

Augmented Reality)を楽しむことができます。また日が沈むと、夜空に輝く星座の拡張現実を楽しむこともできます。

そして、山を彩る可憐な高山植物を iPhone のカメラを通して観察すると、カメラアプリは、高山植物を画像認識し、所定の識別アルゴリズムを使って識別し、高山植物の名称を教えてくれます。

下山して帰宅すると、アルバムアプリを使って山の写真をアルバムにして整理しています。

前置きが長くなり、大変、失礼致しました。本稿では、

区分 31 (電子商取引) の紹介をさせていただきます。 区分31とは、「電子商取引」という名前が示すように、 ビジネス用の各種情報システム(商取引、広告配信、資 材管理、医療、金融、保険、交通管理システム)や、い わゆるビジネスモデル特許を対象とする技術分野です。 「ビジネス用」といっても、その構成要素となる技術そ のものは、スマートフォンに搭載されたアプリと大きな 違いはありません。GPS やカメラ等の入力インター フェースを介して取得したデータを、加工し、処理し、 蓄積されたデータと通信ネットワークを利用して利便性 を生み出す、という点が ICT (情報通信技術、 Information and Communication Technology) の基本で す。近年の区分 31 の特許出願の中では、IoT (Internet of Things) 関連出願や、FinTech (Financial Technology) 関連出願、そして MaaS (Mobility as a Service) 関連出願などが、ホットなトレンドだと思い ます。

近年、ICT は劇的に発展し、私たちの日常生活に変化

を与えました。種々のセンサを搭載した携帯端末は、インターネットを介してサーバーに接続し、様々な利便性を私たちに提供します。天気予報アプリ、ナビゲーションアプリ、AR アプリ、カメラアプリやアルバムアプリなどは、一例にすぎません。私は、区分 31 の検索者として、ICT の発展による日常生活の変化を実感しながら、日々の先行技術調査を行っています。

都会の喧騒から離れ、ICT とは縁が遠いと思われる登山をしているときであっても、iPhone を手放すことはできません。登山の魅力である「非日常の世界」と ICTが提供する利便性とは、相反する関係ではなく、互いを補完する関係になって欲しいと思っています。ただし、登山ルート上でのいわゆる「歩きスマホ」については、ご遠慮いただきたい。

登録調査機関部門 検索者のこぼれ話②(区分24:生命工学・医療分野)

「TOKYO!」

2020 年夏季オリンピックの開催地が東京に決定したあの瞬間から早7年。いよいよ今年東京オリンピックが開催される予定でした。私は東京出身で、自分の生まれ育った場所でオリンピックが開催されるということもあり、かねてから非常に楽しみにしていました。

しかし、今年3月にオリンピックの開催延期が発表されました。その理由は、すでに皆さんご存じの通り、現在世界各地で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染拡大防止のためです。当該ウイルスが特定されたのは中国の武漢市とされていますが、オリンピック開催予定であった期間中にはその中国からも多くの人が来日することとなったでしょう。当然、他の世界中の国からも人々が日本に集まることとなり、オリンピック終了後、各国でさらなる感染拡大の可能性が懸念されたため、延期が決定されました。

そもそもウイルスとは何かご存じですか?ウイルスとは、単独では生命活動を営むことができず、他の生物の細胞を利用して増殖する感染性の病原体のことです。身近なものとしては、インフルエンザウイルス、ノロウイルス等が挙げられます。

では、コロナウイルスとはどのようなウイルスなのでしょうか?コロナウイルスは、風邪から致死的な肺炎まで様々な重症度の呼吸器疾患を引き起こす一群のウイルスです。ヒトに感染するコロナウイルスは従来、風邪のウイルス4種類と、SARSウイルス、MERSウイルスの、合わせて6種類あることが分かっていました。新型コロナウイルスは、これらとは異なる新たに特定されたコロナウイルスのことです。新型コロナウイルスは飛沫、および接触感染を起こすとされており、感染した人の多くは無症状もしくは軽い症状だけで済みますが、なかには重症化して死亡する人もおり、既に世界中では多くの重症者、死者がでています。

ウイルスによっては、既に有効と認められる治療薬が 存在します。例えば、先述したインフルエンザウイルス に対しては、有名な「タミフル°」、「リレンザ°」等があります。しかし、新型コロナウイルスに対してはまだ治療薬がありません。同じく抗インフルエンザウイルス薬である「アビガン°」が抗新型コロナウイルス治療薬として期待されていましたが、臨床試験において有効性を示せなかったとの発表がありました。ウイルスに似た病原体である細菌に対しては、治療薬を細菌自体の細胞に直接作用させるというアプローチをとることができますが、ウイルスは細菌とは異なり細胞膜がないため、治療薬の開発が難しいという事情があるのです。

先行技術調査の仕事において、連日様々な出願について調査していますが、技術の内容は年々高度になっているという実感があり、特に 2018 年に本庶佑先生がノーベル賞を受賞して話題になった、抗体医薬をはじめとするバイオ医薬の進歩は目覚ましいものがあります。しかし、新型コロナウイルスのようにまだ治療薬がない疾患が数多く存在するのもまた事実であり、医薬品が貢献すべき治療領域はまだまだ広く残されています。我々の仕事は、当然新薬の開発に直接携わるものではないので、そのような現状にもどかしさを感じずにはいられません。それでも間接的に、医薬品の進歩、ひいては人々の健康に寄与する役割の一端を担う重要な仕事だと自負しており、今後もますます日々の業務に励んでいきたいと思っています。

4月7日に発令された緊急事態宣言ですが、「世界的にも極めて厳しいレベルで定めた解除基準を、全国的にクリアしたと判断した」ことを理由に 5月25日に解除されました。しかし、有効な治療薬が開発されない限り、第2波、第3波が来ることも予想されているため、個々人の警戒を解いてもいいとうことでは決してありません。

事態が完全に終息し、オリンピックなどの各種イベントを正常に開催できるような平穏な日常が1日でも早く訪れることを願うばかりです。

▮ IPデータ集No.11 「Webにて公開中です」

当事業体では年に $1 \sim 2$ 回、特許に関するデータを集計・分析した冊子「IP データ集」をお客様に向け発行しております。

国内外の特許に関する指標や、背景にある経済指標等を時系列でとりまとめたデータ、またその時々の注目のテーマに関するデータなどを、図解・分析して掲載しており、これまで全 11 号を発行して参りました。これまでお読みいただいた方もいらっしゃるかと思います。

IP データ集は、従来は紙の冊子のみでしたが、No.11 は技術トランスファーサービスのホームページに掲載、どなたでも無料でダウンロードいただけるよう公開いたしました。知財にご関心のある方、お仕事で知財に関わる方は是非、ご覧ください。

※PDF 形式のため、ダウンロードファイルをご覧いただくには、Adobe Reader が必要です。

■ IP データ集ダウンロード専用ページ https://www.tectra.jp/ipdata/



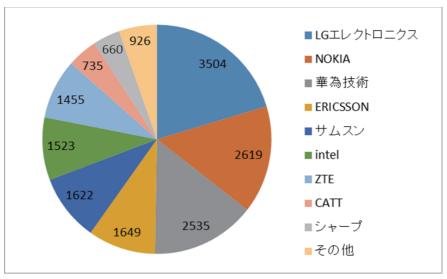
IP データ集 No.11 の内容(概要)は以下の通りです。

- ・第1部 知財に関するデータ集 日本と世界の特許出願(受理)件数、日本の知財訴訟状況、産業別知財動向、経済指標 等
- ・第2部 注目のテーマに関する指標分析 米国インテレクチュアル・ベンチャーズ社の訴訟傾向、中国のAI分野の特許出願について、 自動車業界のC・A・S・E の4つの論点における分析(Connected:ネット常時接続、 Autonomous:自動運転、Shared & Services:カーシェアリングやライドシェアリング、

Electric:電動化)

・第3部 財務に関するデータ集 自動車業界における特許価値分析(パテントスコア、免除ロイヤリティ法)

こうした取り組みを通じ、少しでもお客様の事業に貢献し、また我々自身も知識やスキルを磨くよう引き続き尽力 して参ります。今後ともご愛顧のほどよろしくお願いいたします。



第2部 第3章 「自動車産業における CASE 関連の特許出願」より 5G 関連の必須特許宣言件数 (~ 2019 年7月19日迄)

■プロフィール

名前:Y.K.

入社:2006年4月

■担当業務:登録調査機関 兼 FSS (未来サポート部) 登録調査機関では、区分 18 (熱機器:エアコン、 電子レンジ等)、区分 31 (電子商取引:検索システム 等)の指導者、区分 3 (分析診断:超音波診断装置等)、 区分 7 (自然資源:土木、農機等)、区分 15 (搬送:クレーン)の検索者をしています。

FSS では、皆様の仕事を楽にする便利ツールの考案、開発をしています。ツールの導入時には使い方を覚えたり面倒なこともあると思いますが、慣れると便利なことが多いので、食わず嫌いをせず色々使ってみてください。でも、最初に使ったときに間違えたり、分かりにくいと思ったことは、みんな同じところで引っかかるかもなので、慣れる前に教えてください。

いろんなことをやりすぎて、何が専門だか自分でも分からなくなっていますが、飽きっぽい性格なので、様々な案件、業務を担当できるのが、仕事が長続きしている理由だと思います。

■最近思うこと

もう 10 年以上前のことですが、当社の入社試験を受けた時に、面接で将来やりたいことを聞かれ、「お金を貯めてペンションかホテルを持ちたいです」と社長の前で正直に答えてしまいました。(こんなアホな候補者を採用してくださった社長にはとても感謝しています。)当初の予定では 40 歳ぐらいでお金が貯まって円満退社の予定だったのですが、なぜか今になっても貯金がほとんどなく、たまに泊まりに行く離島のペンションのオーナー夫妻から、高齢で引退したいから引き継いでくれる人を探しているという話があったり、民泊の共同経営のお誘いがあったりしたのですが、お金がなくてすべて見送りました。昨今のコロナ禍の状況を見て、無理に旅行業に乗り出さなくて良かったと胸をなでおろしているところです。

■おまけ

フェレットを2頭飼っています。うちのフェレットの主食は生の鶏肉です。飼い主と同じで、野菜は嫌いなようです。社内でフェレットグッズが落ちているのを見かけたら、たぶん私の忘れ物なので届けていただけると嬉しいです。

■プロフィール

名前: M. S.

入社:2006年4月

■担当業務:登録調査機関区分19

入社前は製紙会社でフェイシャルティシューやトイレットペーパー、フロアワイパーやオムツまで様々な研究開発に携わっていました。特許に関しては出願する立場でしたが、そこまで詳しくはなく、社内の特許部に「こんなの開発してみたけど特許になるかしら?」と尋ね触れる程度でした。技トラに入社して今度は特許を調べる立場になり、気が付けば入社十数年になりますが、まだまだ発見も多く、日々学ぶことも多い仕事だと思っています。

■最近の嬉しい出来事

私にはジャニーズ好きの 10 歳の娘と頭の中はアンパンマンと電車でいっぱいの 2 歳の息子がいます。毎日保育園のお迎えをして帰宅すると夕飯を作りな

がら宿題のチェック。夕飯を食べさせ、お風呂に入れ て洗濯機を回しながら寝かしつけてそのまま寝落ちす る。夜中に目を覚まし、洗濯物を干す。仕事をしなが らの子育ては苦労も多いですが、『これも将来私の助 けになってくれるはず!』という強い思いと愛情を 持って日々勤しんでいます。そんな折、娘と先日、オ ンライン料理教室に挑戦しました。先生と同時進行で クッキーを作りましたが、初めてにしてはなかなか上 手に作ることができました。すっかり気を良くした娘 はその日以来、料理に目覚め、平日も夕飯作りをお手 伝いしてくれるようになりました。いつまで続くかわ かりませんが、母としては『しめしめ』とほくそ笑ん でいます。私の思いがようやく花開いたようで嬉しい 出来事でした。息子の方は口を開けば「電車見に行く ~ 」とばかりでまだまだ手はかかりますが、近いう ちにお手伝いに目覚めてくれることを願いつつ、仕事 も子育ても精進して参りたいと思います。

新型コロナウイルスへの対応について

当事業体では、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大状況に鑑み、お客様、関係者各位、ならびに社員の健康と安全を考慮し、当面の間、下記の対応を実施しております。

- 1. 咳エチケットやマスク着用、手洗い、うがい、消毒 液の利用等の徹底
- 2. 感染者・濃厚接触者・発熱等の風邪の症状が見られる者には厚生労働省の指針に従い、出勤しないように指示
- 3. お客様及び社員間感染防止のため、面談・打合せは、 テレビ会議、電話会議等による非対面での会議の実 施を推奨
- 4. 公共交通機関利用による感染リスクを低減するため 社員の時差出勤を推奨
- 5. 社内で感染者・濃厚接触者が発生した場合の対応
 - (1) 社員が感染した場合、当社ホームページで公表 お客様、関係会社様で当該感染者との接触が特定 できる場合には個別にお知らせ
 - (2) 感染者・濃厚接触者には医療機関等の指示に従った療養・感染防止の措置を指示、許可が出るまでは自宅待機
 - (3) ビル管理会社に依頼し、感染者執務エリアを消毒
 - (4) 社内の情報共有、業務の分担、テレワークの活用 等により、業務に支障を来たさない体制づくり

業務の特性上、現時点では出社業務も継続しておりますが、緊急事態宣言下においては、テレワークによる業務を推進してまいりました。今後につきましても、引き続きテレワーク体制を維持し、さらに強化してく予定です。

当事業体にご来訪頂く皆様には、マスクの着用、ビル受付での検温、手指の消毒、エレベータの人数制限などについて、ご不便をおかけすることがありますが、ご理解とご協力を賜わりますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

新たな組織の設置

デジタルトランスフォーメーション推進

当事業体は、関連組織を充実させることにより、世の中に必要とされ、知財プロが集う知財事業体を目指しており、その能力獲得のために DX (Digital Transformation) 推進活動の実行及びその成果の有効利用の計画を進めております。

DX 推進活動として、①業務の高度化やお客様に対する新規価値の創出、②新規ビジネスの創出やビジネスモデルの変革、③DX 推進の実行過程における実際の準備、手順、デジタルデータ化(事務分析・設計・開発)、RPA化などの知見や経験の蓄積、これらを基にした支援事業活動の展開を計画中です。

まずはそのための環境整備として、1)企業内変革(意識・制度・権限・プロセス・組織・人材整備などの変革)、2) IT環境再整備(既存 IT環境及び IT プロセス見直し・シンプル化・再構築)を行うため、新たな組織として2020年5月12日付で「DX 推進室」「テレワーク推進室」を設置いたしました。

●DX 推進室

FSS (未来サポート部) 内に別組織として設置、DX の推進を行う。

●テレワーク推進室

管理部門の管轄内で FSS 及び管理部の人財資源を用いて活動し、テレワークのハード・インフラ面、アプリ等について検討・導入を行う。

編集後記

ニュースレター第7号いかがでしたでしょうか。今回は台湾の知財に関する ニュースや新型コロナウイルス対策、新しい組織についてなどをお届けしました。執筆や編集にご協力頂いた皆様にこの場をお借りして御礼申し上げます。

今年は新型コロナウイルスの影響で東京オリンピックの延期や三密を避けた新しい生活様式など予想もしていなかった事態になっていますが、負けずに頑張って行きましょう!

編集委員一同

会社 • 事務所情報



株式会社技術トランスファーサービス秋山国際特許商標事務所

□東京 〒107-6033 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 31 階・33 階 私書箱 575 号

□大阪 〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町 3-1 グランフロント大阪 タワー B 11 階

株式会社技術トランスファーサービス: TEL 03-5574-7051 (代表)

秋山国際特許商標事務所:TEL 03-5574-7055 (代表)

URL https://www.tectra.jp/

